

令和6年2月29日

第 2 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和6年2月29日（木） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 751～754号室

付議事項

- 議案第 5 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 6 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 7 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 8 号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について
- 議案第 9 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 議案第 10 号 農用地利用集積計画（案）について
- 議案第 11 号 呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第 3 号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出（農業用施設）の受理について
- 第 4 号 非農地証明について
- 第 5 号 非農地判断について

出席委員

| | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 柏木 健二 | 2 番 田中 慎二 | 3 番 谷 新子 | 4 番 宮脇 和幸 |
| 5 番 横段 登 | 6 番 高本 光之 | 7 番 立花 達也 | 8 番 水場 光輝 |
| 9 番 今井 満 | 10 番 亀山 博司 | 11 番 秋光 貴志 | 12 番 岡本 亮二 |
| 13 番 島田 徹幸 | 14 番 大道 正孝 | 15 番 竹内 誠 | 16 番 新田 隆次 |
| 17 番 石田 尚則 | 18 番 神藤 敦美 | 19 番 北村 正次 | |

推進委員

山田 修 藤本 隼人

事務局

沖元事務局長 倉中事務局次長 庭月野主査 藤並主任 根本主事

(午後2時)

議長(北村) : それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和6年第2回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、15番 竹内委員、16番 新田委員を指名します。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長 : 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図を送付しています。また、本日配付した資料は、「資料1 農用地利用集積計画(案)」、「資料2 呉農業振興地域整備計画変更理由書」、令和6年度農業委員会総会開催計画表、令和6年度呉市農業委員会月例現地調査予定表です。ありますでしょうか。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、長谷町〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は畑、面積は合計で1093㎡の第3種農地です。譲渡人は遠方に居住し、耕作困難なため譲受人に贈与するもので、譲受人は、申請地を譲り受け、野菜を作付けするものです。

議長 : 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

推進委員 : 推進委員 山田です。野菜が作付けされていきました。イノシシ除けフェンスも設置してました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 : それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長 : なし。

議長 : ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長 : 異議なし。

議長 : それでは、本件は、許可と決定します。

議長 : 2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 : 2番の申請地は、警固屋1丁目〇〇〇番ほか3筆、地目は畑、面積の合計は307㎡の第3種農地です。譲渡人は遠方に居住し、耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

推 進 委 員：推進委員 山田です。申請地は、山の斜面にあります。野菜が栽培されており、管理も良いようです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、音戸町畑2丁目〇〇〇〇番、地目は畑、面積は831㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作困難なため、売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜及び果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：7番 立花です。申請地は、音戸市民センターから東回り車で10分程の場所にあります。見た目はきれいですが、杉の木を伐採した土地です。伐採された杉は、風よけではなく、全体に植林されたものでした。切り株は、放置し腐るのを待つとのことでした。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町内海北3丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は771㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、売却するもので、譲受人は、公共事業の代替地を取得し、果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、安浦町の中心部内海地区にあります。豪雨災害復旧工事に伴う代替地としての申請です。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、蒲刈町田戸字板田〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は736㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売却するもので、譲受人は経営規模拡大し、野菜及び果樹を作付けるものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：14番 大道です。申請地は、蒲刈選果場の裏にあります。雑木や草も生えていたが、近くに住む母親と一緒に、手入れするとのことでした。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、豊浜町大字豊島字小敷〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は743㎡で農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売却するもので、譲受人は経営規模拡大し、カンキツ栽培を行うものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：14番 大道です。申請地は、豊島大橋の近く、蒲刈が見える面側にあります。カンキツ栽培が行われており、管理状態も良いと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：7番の申請地は、豊町沖友字辻ヶ塙〇〇〇〇番、地目は畑、面積は99㎡で農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作ができないため、売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、カンキツ栽培を行うものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大道委員：14番 大道です。譲渡人と譲受人は同級生です。譲受人は、自作地に合わせ申請地も管理していました。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、川尻町東2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は625㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として利用するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に駐車場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。申請地は、川尻町の東部、神田造船の近くにあります。造船所の職員の駐車場として使用されているものです。排水は川に流しており、特に問題になることはありません。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、苗代町字重役〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は470㎡の第2種農地です。隣接地にある盛土を安定勾配にするよう、都市計画課の指導があり、申請地を、資材置場として利用するため、所有権を移転するものです。申請地に隣接する譲受人の土地を整地する際、進入路に当たる申請地に土を入れたもので、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、宅地造成等規制法における許可が必要となり、本市都市計画課と事前協議を終えたところで、本件については、都市計画課の許可にあわせて許可することになります。農振農用地区域には指定されていません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

推進委員：推進委員 山田です。数年前から残土集積が行われています。かなりの高さになっていましたが、呉市の指導があり、低く均すための申請です。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

宮脇委員：4番 宮脇です。地域の農地が残土処分場として使用されることを遺憾に思っています。広島県や呉市に不信感さえ覚えています。5m、5mの2段で高く積み上げられた建設残土である。以前はもっと高く積み上げられていた。現状、申請地近くに設置されている排水用のヒューム管は機能しておらず、排水処理が十分にできていないため、残土置場周辺はいつも水が溜まっている。ヒューム管を太くするなどして水路にきちんと流れるよう対策を講じる必要があると考えている。排水の条件を付けるべきではないか。一番心配していることは、今回の申請地に積み上げられた残土が二河川へ流出することである。二河川は河川改修していないので、河川に土砂が流出した場合、河川がせき止められる恐れがある。二河川は、本庄水源地の上流にあり、川がせき止められれば、下流の田畑にも影響を及ぼし、川が氾濫すれば周辺の土地に水が流れ込むなどの事態が起きないか懸念しています。

横段委員：5番 横段です。熱海で悲惨な盛土流失事故があった。農業委員会か他の担当課が追跡調査の実施や指導などの手立てが必要ではないか。このままの状態、農業委員会として許可して良いのか。

事務局：都市計画課は、里道の付け替え工事が完了しないと許可は出さない。当委員会も都市計画課の許可に合わせての許可となります。

柏木委員：1番 柏木です。申請者は、残土を受け入れることで、それ相当の金銭を得ているはずですが、やった者勝ちの感はぬぐえない。現状復旧し、その後、改めて申請させるのが筋ではないか。

議長：農業委員会は、農地の転用許可について審議する立場にあります。書類上の要件を満た

していれば、許可を拒むことは出来ない。ましてや原状回復命令等は出せない。申請者が訴えれば裁判となり、おそらく負けると思います。

議 場：〈委員間の意見交換あり〉

議 長：意見がまとまらないようですので、本件は、次回総会までの継続審議とします。ご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、継続審議とします。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、豊浜町大字大浜字西浜〇〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、面積の合計は1,735㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、資材置場として利用するため売却するものです。しかしながら、既に資材置場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：14番 大道です。申請地は、豊町久比港からフェリーで渡った三角島の北側にあります。周辺は荒廃が進み、農地は僅かです。土を均しての資材置場ですが、周りに悪影響を及ぼすことはないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可すると決定します。

議 長：次に、議案第8号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件は、「租税特別措置法」による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から20年引き続いて耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されます。この制度の適用にあたっては、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに農業経営を行っている旨の継

続届出書を税務署に提出する必要があるため、これに添付する書類として、農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となるため、今回証明申請をしたものです。

1番の調査地は、広名田2丁目〇〇〇〇番ほか10筆、登記地目は田、畑、面積は特例農地の適用を受ける農地面積の合計で2,501.30㎡の、第2種及び第3種農地です。平成17年4月25日に父が死亡し、相続税納税猶予の適用を受けたもので、現地は、野菜、果樹が作付けされており、農地として適切に管理及び耕作されていました。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

竹内委員：15番 竹内です。申請人の自宅付近にある畑には、野菜が作付けられていました。

白岳の農地は、果樹園として利用されていました。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないので、本件は、議案のとおり報告と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、議案のとおり報告と決定します。

議長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の調査地は、広石内2丁目〇〇〇〇番ほか7筆、登記地目は田及び畑、面積は合計で3,666㎡の、第3種農地です。平成17年4月25日に夫が死亡し、相続税納税猶予の適用を受けたもので、現地は、野菜が作付けされており、農地として適切に管理及び耕作されていました。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

竹内委員：15番 竹内です。対象地は、申請人宅から見える範囲にありました。適切な管理がされていました。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないので、本件は、議案のとおり報告と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、議案のとおり報告と決定します。

議長：次に、議案第9号「相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：本件は、議案第8号と同様に、租税特別措置法による相続税の納税猶予に係るもので、

相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から20年引き続いて耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されます。20年が経過するにあたり、呉税務署より特例農地の利用状況について確認の依頼があったため、御審議いただくものです。

1番の調査地は、焼山北2丁目〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田、面積は合計で1,662㎡の第3種農地で、平成16年8月7日に相続した農地です。現地は、田として適切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

竹内委員：15番 竹内です。写真を見てお分かりの通り、とても良い管理をされていました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、議案のとおり報告と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、議案のとおり報告と決定します。

議 長：次に、議案第10号「農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：議第10号について説明します。この事業は、「農業経営基盤強化促進法」に基づいて農用地の利用権を設定し、貸し借りを促進していく事業です。2月9日までに関係地区の各農家から申込みのあった内容について調査し、その結果をまとめたものが、資料1の『農用地利用集積計画（案）』です。なお、この農用地利用集積計画の決定については、「農業経営基盤強化促進法」第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないものとなっていますので、よろしくご審議をお願いします。それでは、内容について説明致しますので、資料1をご覧ください。1ページは、利用権の設定について新規の申込みのあった方の一覧表です。利用権を新規に設定する農用地は、郷原町字土居〇〇〇番〇ほか3筆、合計面積は3,788㎡です。2ページは、利用権の設定について再設定の申込みのあった方の一覧表です。利用権を再設定する農用地は、倉橋町字藻浦〇〇〇〇番ほか6筆、合計面積は7,169㎡です。設定する権利内容は、使用貸借及び賃貸借による権利の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等については、それぞれ資料のとおりです。3ページは、利用権を設定する場合の貸す方及び借りる方との間

において、交わされる具体的な契約内容や取り決めに記載した共通事項です。4ページ及び5ページは、利用権の設定を受けて農地を借りる方の現在の経営面積、家族構成及び農業従事者の人数等を記載しています。資料1の説明につきましては以上です。なお、本日の総会で決定しましたら、3月1日付けで公告する予定です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：他になければ、本件は、事務局の説明のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 長：それでは、本件は、議案のとおり決定します。

(呉市農林水産課職員着席)

議 長：次に、議案第11号「呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について」を議題といたします。呉市農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：「呉農業振興地域整備計画」の変更について、御説明いたします。はじめに、この計画の制度について、説明させていただきます。この計画は「農業振興地域の整備計画に関する法律」に基づき、優良農地の確保と、計画的な農業振興を図ることを目的としております。「呉農業振興地域整備計画」は、6月と12月の年2回、計画変更を行うこととしております。計画変更につきましては、法律の施行規則に基づき、農業委員会の御意見をお聴きするものとなっておりますので、よろしく願いいたします。それでは、計画変更について御説明いたします。お手元に配布しております、「資料1 呉農業振興地域整備計画変更理由書」をご覧ください。この度の計画変更の理由ですが、「2 変更理由」にございますように、呉農業振興地域整備計画について、「農用地区域内の農地を他の用途に供するための除外」及び「果樹経営支援対策事業、中山間地域等直接支払事業の対象農用地となるための編入」により、農用地利用計画の変更の必要性が生じ、変更を行うものです。次に、変更内容について御説明させていただきます。こちらは、申請された順番で対図番号を設定しているため、除外と編入で対図番号が前後しますがご了承ください。それでは、(1)「農用地利用計画について」ご説明いたします。①の「農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更について」におきまして、資料の2、3ページの(別紙1)に示しております7件については、所有者より農用地区域の除外の申出がされております。農用地利用計画において、農用地区域に設定された農地は、農地転用をすることができません。しかしながら、必要かつ適当であり、法律の除外要件を満たしているものについては、農用地区域から除外することが認められております。具体的に、位置、面積、変更後の土地

利用形態について、説明させていただきますので、5ページの土地利用計画図に示しています位置図と6ページから29ページの詳細図を併せて御覧下さい。1件目でございますが、詳細図6から15ページ対図番号② 安浦町大字中畑字溝ヶ原〇〇〇番〇、他19筆、合計面積2,552.17㎡で市道の建設用地として使用すると申し出でございます。2件目でございますが、詳細図16,17ページ対図番号④ 下蒲刈町下島字三津弥〇〇〇〇番、面積100㎡で非農地証明のため、除外するものでございます。3件目でございますが、詳細図18,19ページ対図番号⑤ 安浦町大字女子畑字堂之畝〇〇〇番、面積1,009㎡で太陽光発電用地として使用すると申し出でございます。4件目でございますが、詳細図20,21ページ対図番号⑥ 豊浜町大字豊島字向平〇〇〇〇番〇、面積454㎡で農産物加工場兼カフェとして使用すると申し出でございます。5件目でございますが、詳細図22から25ページ対図番号⑦ 郷原町字西畑〇〇〇〇番〇、他2筆、合計面積1,017㎡で診療所の増築兼駐車場の建設用地として使用すると申し出でございます。6件目でございますが、詳細図26から27ページ対図番号⑧ 下蒲刈町下島字住吉谷〇〇〇〇番〇、面積1,865㎡で非農地証明のため、除外するものでございます。7件目でございますが、詳細図28から29ページ対図番号⑨ 蒲刈町大字宮盛字松尾〇〇〇〇番、他1筆、合計面積1,139㎡で非農地証明のため、除外するものでございます。以上の7件につきまして、現地調査を行いました結果、「法律上の除外要件について」妥当と認められましたので、農用地区域から除外し、農用地利用計画を変更するものでございます。1ページ目に戻っていただきまして、②の「農用地区域内の土地を農用地区域に編入するための農用地利用計画の変更について」におきまして、資料の4ページの(別紙2)に示しております2件については、所有者より農用地区域の編入の申出がされております。こちら、具体的に、位置、面積、変更後の土地利用形態について、説明させていただきますので、5ページの土地利用計画図に示しています位置図と30ページから35ページの詳細図を併せて御覧下さい。30,31ページ対図番号①-1 下蒲刈町下島字岡谷〇〇〇〇番ほか1筆、合計面積697㎡、32,33ページ対図番号①-2 蒲刈町大浦字梶屋〇〇〇〇番〇ほか1筆、合計面積343㎡を果樹経営支援対策事業の補助事業対象農地として長期にわたり耕作を継続していきたいとの申し出です。34,35ページ対図番号③安浦町大字内平字大向〇〇番〇ほか1筆、合計面積1,911㎡を中山間地域等直接支払事業等の補助事業対象農地として長期にわたり耕作を継続していきたいとの申し出です。編入につきましても、現地調査を行い、将来的にも営農が継続されるため、農用地区域へ編入し、農用地利用計画を変更するものです。簡単ではございますが、以上で「農業振興地域整備計画」の変更についての説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長：ただいま農林水産課から説明のありました「呉農業振興地域整備計画の変更」に、ご質疑、ご意見ありませんか。

高 本 委 員：6番 高本です。農業振興地域整備計画の変更で、編入があるのは喜ばしいことです。編入理由が果樹経営支援対策事業の補助事業対象農地とのことですが、何を作付けるつもりなのか分かる範囲でお聞かせください。

事 務 局：下蒲刈町下島は、レモンが定植されていました。蒲刈町大浦は、スモモ苗が既に定植されていました。

議 長：他にご意見は、ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は農林水産課の説明のとおり承認することとしてご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は承認と決定します。

(呉市農林水産課職員退席)

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地についてこの1ヶ月間に農地転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第4条の規定による届出が1件、農地法第5条の規定による届出が12件、農地法施行規則第29条の規定による届出が1件、ございましたので、ご報告いたします。続きまして、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、非農地証明申請について4件を証明し、非農地判断について80件を通知しましたので報告します。

議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事 務 局：令和6年度農業委員会総会開催計画表、令和6年度呉市農業委員会月例現地調査予定表について説明

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：今月出席した会議につて報告します。2月6日には、呉市有害鳥獣捕獲対策協議会があ

りました。2月18日は、広島市で開催された常設審議委員会農地部会に出席しました。
以上、会長として出席したことを報告します。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和6年第3回総会は、3月28日 木曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 751から754号室です。

議 長：以上で令和6年第2回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後3時20分)

以上は、令和6年第2回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 6 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

呉市農業委員会 委 員

呉市農業委員会 委 員